

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年9月4日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 都市整備課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成30年7月2日から平成30年7月13日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 決裁月日・保存年限の未記入、個人情報の取扱い等、文書処理の一部不備が見られるため、関係例規に基づき適正な文書処理に努めること。	1. 決裁月日・保存年限、個人情報の取扱い等の文書処理について文書主任を中心に十分注意し、文書管理規程、個人情報保護条例及び同施行規則に基づいた適正な事務処理を行うよう職員を指導します。